安芸高田市職員を募集します

総務課職員係　☎４２－５６１１

平成 27 年４月１日採用予定の職員採用資格試験の概要は次のとおりです。学歴は問いません。
詳細については、「試験要項（受験案内）」をご覧ください。
「試験要項（受験案内）」は、総務課、総合窓口課及び各支所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

試験職種	主な受験資格	採用予定人員	受付期間	第１次試験	
				内　容	場所
一般行政事務（A）	平成５年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた人	４名程度	８月１日（金）～８月 29 日（金）	基礎能力検査 事務能力検査 性格適性検査 面接試験	クリスタルアージョ
一般行政事務（B）	昭和 54 年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた人	３名程度			

※上記以外の試験を実施する場合には、別途お知らせいたします。

まちづくりシンポジウムを開催しました

政策企画課　☎４２－５６１２

７月６日（日）、安芸高田市民文化センター（クリスタルアージョ）２階大ホールにおいて、第２次安芸高田市総合計画策定関連事業として、「まちづくりシンポジウム」を開催しました。約４００名の市民の参加の下、基調講演と鼎談（古代中国で食べ物を煮るのに用いた金属の器「鼎」に例えられた三人による座談会）を行いました。

浜田一義市長の開会挨拶に続き、総務省の元過疎対策室長で現在、株式会社ＪＴＢ総合研究所に出向中の地域振興ディレクター山口祥義氏に「今、中山間地域に吹く風」と題し、基調講演をいただきました。講演では、少子高齢化や人口減少など過疎地域の持つ課題に対して、神楽による地域活性化を狙う本市の取組みや観光による交流、海外からの観光客の受け入れのコツなどについて、お話をいただきました。

また、鼎談では、浜田市長と基調講演講師の山口氏に加え、第２次安芸高田市総合計画審議会の会長を務められている広島国際大学の吉長成恭教授をコーディネーターとしてトークが繰り広げられました。テーマは「自助・共助・公助でつむぐまちづくり」で、今後のまちづくりについて、古くから培われてきた「もやい（物事を他の人と協力したり、助け合って行うこと）」の精神が大切であり、今後の人口減少問題や少子高齢化社会、厳しい財政状況を乗り切るためにも、このことを基調とした取組みが必要であることなどを話されました。また、本市に住む人を増やすためには、「人の心を動かす仕掛けが必要」という意見が出されました。

更に、会場を訪れた参加者に対しアンケート調査を実施し、市民の皆様からの声を、第２次安芸高田市総合計画の策定にも役立ていきます。

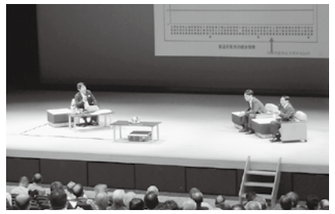

鼎談を行う（左から）吉長 成恭 教授、山口 祥義 氏、浜田 一義 市長

基調講演を行う山口 祥義 氏

すこやか介護

第２回テーマ
安芸高田市の在宅福祉事業について

安芸高田市では高齢の方が安心して暮らせるよう様々な福祉サービスを行っております。

○家族介護用品支給事業
【対象者】要介護３以上の方を在宅で介護されている方
【事業内容】月 5,000 円分の介護用品引換券で、介護に必要な消耗品を購入できます。

○在宅高齢者等家族介護支援手当
【対象者】市民税非課税世帯で、要介護３以上の方を在宅で介護されている市内在住の方
【事業内容】月 5,000 円の手当を年 4 回に分けて支給します。

○配食サービス事業
【対象者】一人暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯の方等
【事業内容】心身の障害や傷病、老衰等で食事の準備が困難な方に対し、バランスの取れた食事を提供します。

○訪問理美容サービス事業
【対象者】要介護１以上、または身体障害者手帳２級（下肢・体幹機能障害）以上の方で、利用基準に適する方
【事業内容】理美容事業者が対象者の居宅へ訪問し、理美容サービスの提供を行うための訪問に係る経費を負担します。

○寝具類乾燥消毒サービス事業
【対象者】要支援以上の一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯に属する要支援以上の高齢者等
【事業内容】対象者の居宅へ訪問して、布団の乾燥消毒を行います。

○外出支援（タクシー利用助成）サービス事業
【対象者】要介護１以上、対象者本人が市民税非課税の方で、利用基準に適する方
※要介護 1、2 の方については世帯要件もあります。
【事業内容】自宅と安芸高田市内の医療機関の通院に利用できる券を、距離に応じた額で月 2 往復分支給します。

それぞれの利用要件や他のサービスについては、高齢者福祉課までご相談ください。

高齢者福祉課　☎47-1281

不妊治療費助成事業について

保健医療課健康推進係　☎４２－５６３３

安芸高田市では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部助成を開始します。

＜対象者＞

次のいずれにも該当する方
●夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が、安芸高田市に１年以上住所を有している夫婦
●平成 26 年４月１日以降、広島県の「特定不妊治療費」の助成承認決定を受けた方
●市民税等を滞納していない方

＜助成限度額＞

特定不妊治療に要した費用のうち１回 15 万円
※ただし、「特定不妊治療に要した費用」とは、広島県の不妊治療支援事業から交付された助成金額を控除した額とする。

＜申請期間＞

治療が終了した日の翌日から起算して４か月以内

＜申請関係書類＞

●安芸高田市不妊治療支援事業申請書
●広島県不妊治療支援事業決定通知書の写し
●広島県不妊治療費助成申請に係る証明書の写し
●印鑑
●申請者が口座名義人となっている口座番号のわかるもの